



平成28年5月16日

各 位

会 社 名 第一化成株式会社

代表者名 代表取締役社長 中野 淳文

(コード：4235、JASDAQ)

問合せ先 取締役法務・コンプライアンス室長 高山 裕史

(TEL. 042-644-6516)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月23日開催予定の当社第51回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社事業の将来的な展開を検討するにあたって、今後多様な対応が想定されるため選択肢のひとつとして種類株式の発行を行えるように備えるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月23日

定款変更の効力発生日 平成28年6月23日

(別紙)

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、27,200,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、27,200,000株とし、<u>27,200,000株は普通株式の発行可能種類株式総数、6,800,000株はA種優先株式の発行可能種類株式総数とする。</u></p> <p>第6条の2 <u>(A種優先株式)</u> <u>当社の発行するA種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。</u> <u>(A種優先株式に対する剰余金の配当)</u> 当社は第42条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対しての剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に1.1を乗じた額(1円未満は切り捨てる。)の剰余金の配当、また第43条に定める中間配当を行う場合は普通株主と同じ額の配当(以下、これらの配当により支払われる金銭を併せて「A種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>2. 当社は、普通株主および普通登録株式質権者に対して第42条に定める剰余金の配当または第43条に定める中間配当を行わないときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対してもそれぞれA種優先配当金の配当を行わない。</p> <p>3. ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、A種優先配当金の配当の全部または一部が行われなかったときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>4. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株1株につきA種優先株1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。</u></p> <p><u>2. A種優先株主またはA種優先株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(株式の併合等)</u></p> <p><u>当社は法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合、分割または無償割当を行わない。また、A種優先株主に対し、募集株式、募集新株予約権および募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>(転換条項)</u></p> <p><u>A種優先株主は、A種優先株式取得から3年を経過した日以降いつでも、当社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、普通株式1株を交付する。</u></p> <p><u>(優先配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第44条の規定は、A種優先株式配当金についてこれを準用する。</u></p> <p>(新 設) <u>第6条の3 (譲渡制限株式)</u></p> <p><u>譲渡による当社のA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。</u></p> <p>(新 設) <u>第17条の2 (種類株主総会)</u></p> <p><u>第9条および第12条乃至第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>

以 上